

証明制度の概要

制度の名称	日本語訳：パプアニューギニアの丸太材輸出監視制度 (Log Export Monitoring System in Papua New Guinea)
対象地域	地域/国：パプアニューギニア
証明制度の概要	証明書の発行母体 名称：SGS PNG Limited 所在地：PNG Forest Authority Headquarters Building, Papua New Guinea 連絡方法：bruce.telfer@sgs.com (+675)323 1433
	発行手続きの概要 企業は伐採・搬出時に、全ての丸太材に SGS の公定バーコードタグを貼る（夫々が独自の番号である） SGS は出荷予定の 2 週間前に通知を受ける。 SGS 検査官は荷積みに先立ち検尺検査(10%)と樹種検査(100%)を完了させる。 船積みが監視され、船積みされた丸太材について独立した検数表が作成される。 SGS 検査報告書が積込みの完了時点で発行され、これが輸出用出荷の承認として、全政府当局により使用される。 SGS は、積荷書類と検査書類の全ての写しを保管する。 全情報は中央データベースに入れられ、広範囲の政府当局やその他利害関係先に対して、月例報告が提供される。
	制度が証明するのは合法性だけか/あるいは持続可能性も証明するのか SGS PNG 制度は、丸太材の合法原産地の側面を証明する
	伐採時点の合法性を確認する仕組み 合法性の定義 正式な定義は存在しないが、SGS は以下が満たされない限り検査を実施しない。 丸太材に公定丸太材タグが貼られている。このタグは、当該企業が当該森林地域について所定の合法的許可証を持つことを、森林サービス局が確認しないと発行されない。 出荷には、PNG 森林サービス局が発行する輸出許可(Export Permit)、貿易産業省が発行する輸出認可(Export License)がなければならぬ。 丸太材は正しく計測し、特定される。 船積み輸用量と丸太材価格の両方について、PNG 森林サービス局の正式承認がなければならぬ。 輸出税は正確な金額が支払われる。 関連する法令： PNG 森林法および関税規定 想定される違法行為の内容 例：樹種の申告ミス、丸太材の過小計測、出荷申告漏れ丸太材、輸出許可および輸出認可を持たない船積み、輸出税の不払い 合法性を確認する文書、その保管・確認手法 丸太材は輸出港において、バーコード・スキャナーとポータブル・コンピュータを使用して SGS の検査官による実査を受ける。 SGS 出荷前検査に合格しない限り、PNG 森林サービス局により船積み認められることはない。 検査書類/船積み書類/商業書類の全てを SGS 本部が保管する。全データは中央データベースに保持される。 第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み 全ての証明手順は、世界最大手の検査・証明・試験・認証会社である SGS により、信頼性と国際的信用が確立されている SGS 社業務一般条件 (SGS General Conditions of Service) に従い管理・実行される。
分別管理の仕組み	伐採から輸出までの取引の実態 SGS 丸太材タグ上の番号は、PNG 森林サービス局に月例で申告する場合に使用される、正式な丸太材番号でもある。各丸太材ごとに所在地と地主が登録される。 分別管理を確保する手法 PNG 森林サービス局に月例で申告される丸太材番号および樹種と計測内容が、輸出時に SGS の証明を受ける。 第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み 全ての証明手順は、世界最大手の検査・証明・試験・認証会社である SGS により、信頼性と国際的信用が確立されている SGS 社業務一般条件 (SGS General Conditions of Service) に従い管理・実行される。
	今後の課題と展望 システムに対する批判および問題点の認識 一部の海外利害関係者は、独立監査を森林段階まで拡大し、更にその他事項の合法性（例えば伐採搬出施業）や PNG の社会・環境法の遵守を希望している。 改善の手続き PNG 森林サービス局は、企業や政府による合法的木材生産の立証を支援するために、PNG 森林施業についての合法的定義を開発しようとしている。
	参考記述責任者 ホームページ：www.forestry.sgs.com 連絡先：Bruce Telfer E-mail: Bruce.telfer@sgs.com